

65歳以上の皆さんへ

介護保険料についてのお知らせ

皆さんに納めていただく介護保険料は、土浦市の介護保険を運営するための大切な財源となります。介護サービスが十分に整えられるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

☎ 高齢福祉課 (☎826-1111 内線2463)

平成25年度介護保険料と納め方

| 所得段階 | 対象者 | 保険料(年額) |
|------|--|----------|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、生活保護を受けている方 | 2万2800円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税の対象となる年金の収入額の合計が80万円以下の方 | 2万2800円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人は第1段階、第2段階以外の方 | 4万2700円 |
| 第4段階 | 同じ世帯の中に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税の対象となる年金の収入額の合計が80万円以下の方 | 5万1300円 |
| 第5段階 | 同じ世帯の中に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税が非課税で、第4段階以外の方 | 5万7000円 |
| 第6段階 | 本人は住民税課税で、前年の合計所得が125万円未満の方 | 6万5500円 |
| 第7段階 | 本人は住民税課税で、前年の合計所得が125万円以上200万円未満の方 | 7万1200円 |
| 第8段階 | 本人は住民税課税で、前年の合計所得が200万円以上500万円未満の方 | 8万5500円 |
| 第9段階 | 本人は住民税課税で、前年の合計所得が500万円以上の方 | 10万2600円 |

65歳以上の方の介護保険料の納め方は2種類(特別徴収・普通徴収)あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります。

●特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方。年金の支給月(4月から翌年2月までの6回)に年金から差引きとなります。

●普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方。市から送付される納付書で納めていただきます。

※特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」(通知)を、普通徴収の方には「納入通知書」(封書)を7月中旬に発送します。

※年金を受給されていない方は、普通徴収となります。

普通徴収の納期限と納付場所

| 納期 | 納期限 | 納期 | 納期限 |
|----|-----------|----|-----------|
| 1期 | 25年7月31日 | 5期 | 25年12月2日 |
| 2期 | 25年9月2日 | 6期 | 25年12月25日 |
| 3期 | 25年9月30日 | 7期 | 26年1月31日 |
| 4期 | 25年10月31日 | 8期 | 26年2月28日 |

●納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所または各支所・出張所で納付してください。

●便利な口座振替をおすすめします。申し込みは、下記の場所で受け付けています。(普通徴収のみ)

- ・市役所高齢福祉課、納税課
 - ・各支所、出張所
 - ・指定金融機関またはゆうちょ銀行
- ※通帳と通帳印をお持ちください。

介護保険料の納付が遅れると…

特別な事情がないのに介護保険料を一定の期間滞納すると、保険給付の支払方法の変更や保険給付の全部または一部の支払いの一時差し止めなどの保険給付の制限を受けることがあります。

納付についてのご相談は、随時、納税課(☎内線2333)で受け付けていますので、お早めにご連絡ください。

